

伊勢湾・三河湾台風等対策協議会会則

(設置等)

第1条 伊勢湾及び三河湾における異常気象又は海象（以下、「異常気象等」という。）による船舶交通の危険の防止に関し必要な協議を行うため、海上交通安全法第35条第1項の規定に基づき、伊勢湾・三河湾台風等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- ① 異常気象等に関する情報の共有
- ② 台風等の異常気象等により予想される伊勢湾及び三河湾に在る船舶への影響
- ③ 安全な避難時期及び避難方法
- ④ 走錨事故の防止対策をとるべき海域の選定及び対策の内容
- ⑤ 勧告発出等に係る連絡・周知体制の構築
- ⑥ その他協議会の目的達成に必要な事項

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別紙1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長1名及び副会長若干名を置く。
- 3 会長及び副会長は、会員の互選により決定するものとし、それぞれ任期は5年とする。ただし、重任を妨げない。
- 4 協議会に顧問等を置くことができる。

(協議会の招集等)

第4条 会長は、次に掲げる場合に協議会を招集する。

- ① 異常気象等の発生が予想される場合であって、協議会での協議が必要な場合
- ② 会員から協議会招集の要請がある場合
- ③ その他会長が必要と認める場合
- 2 会長は、協議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び協議事項を会員に通知する。
- 3 協議会に出席することのできない会員は、書面又は電子メールをもって表決し、または会長に表決権を委任することができる。

(幹事会の設置等)

第5条 会長は、別途協議会が定める基準に基づく、具体的な対応について、検討するため、協議会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長及び副幹事長は、会長が指名するものとし、それぞれ任期は5年とする。ただし重任を妨げない。

(幹事会の招集等)

第6条 伊勢湾に台風が接近し、または異常気象等により、災害の発生が予想されるときは、幹事長は幹事会を招集する。

- 2 幹事会は、船舶の湾外避難の時期等を検討、決定する。
- 3 幹事会において検討され決定した事項は、協議会の決定とみなす。
- 4 幹事会に出席することのできない幹事は、あらかじめ、書面又は電子メールをもって意見等を幹事長に提出することができる。

(議事)

- 第7条 協議会は、会員の過半数が出席しなければ、会議（オンライン形式によるものを含む。）を開き、議決することができない。
- 2 議決は、会議に出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 会長は、やむを得ない事由により会議を開くことが困難な場合においては、協議事案の概要を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。
 - 4 会長は、議長として会議の議事を整理する。
 - 5 会員は、会議への出席が困難な場合においては、あらかじめ、その意見等を記載した書面又は電子メールを直接又は最寄りの港長等を経由して会長に提出することができ、会長は、当該書面又は電子メールの内容を十分尊重し、議事を進めなければならない。
 - 6 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
 - 7 会議の議事については、協議会の事務局が議事録を作成するものとする。
 - 8 会議の議事は、原則、公開とする。ただし、議事の公開により、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると会長が認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(結果尊重義務)

- 第8条 協議会の会員は、協議が整った事項について尊重するものとする。

(情報伝達連絡体制)

- 第9条 協議会及び幹事会の情報伝達・連絡体制は、別紙3のとおりとする。

(協議会の事務局)

- 第10条 協議会及び幹事会の事務局は、第四管区海上保安本部交通部航行安全課に置く。

(その他)

- 第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議会において協議して定める。

附 則 この会則は、令和3年7月1日から実施する。

附 則 この会則は、令和5年5月31日から実施する。

附 則

1 この会則は、令和8年6月24日から実施する。

2 令和8年6月24日 一部改正(別紙1及び別紙3)

伊勢湾・三河湾台風等対策協議会会員構成

会 員	伊勢湾海難防止協会 会長	会長
〃	伊勢三河湾水先区水先人会 副会長	副会長
〃	名古屋港台風・地震津波対策委員会 委員長	
〃	衣浦港台風・地震津波等対策委員会 委員長	
〃	三河港台風・地震津波対策委員会 委員長	
〃	四日市港台風等対策委員会 委員長	
〃	鳥羽地区台風・地震津波対策委員会 委員長	
〃	名古屋海運協会 港務委員長	
〃	名古屋外国船主代理店会 業務委員長	
〃	名古屋日本船代理店会 業務委員長	
〃	中部沿海海運組合 専務理事	
〃	全国航タンカー海運組合東海支部 事務局長	
〃	伊勢湾内大型タンカーバース六社協議会 会長	
〃	外国船舶協会 会長	
〃	中部運輸局長	
〃	中部地方整備局長	
〃	名古屋地方気象台長	
〃	第四管区海上保安本部長	
〃	愛知県 都市・交通局長	
〃	三重県 県土整備部長	
〃	名古屋港管理組合 港営部長	
〃	四日市港管理組合 経営企画部長	
〃	愛知県 衣浦港務所長	
〃	愛知県 三河港務所長	

<事務局> 第四管区海上保安本部 交通部 航行安全課

伊勢湾・三河湾台風等対策協議会幹事会 会員構成

幹事長	伊勢三河湾水先区水先人会 副会長
副幹事長	名古屋海運協会 港務委員長
幹 事	名古屋日本船代理店会 業務委員長
〃	伊勢湾海難防止協会 事業部長
〃	中部運輸局 海上安全環境部 船舶安全環境課長
〃	中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課長
〃	名古屋地方气象台 広域防災管理官
〃	第四管区海上保安本部 航行安全課長

<事務局> 第四管区海上保安本部 交通部 航行安全課

情報伝達・連絡体制

